

尼崎市都市美アドバイザーチームとのデザイン協議のあらまし

都市美アドバイザーチームとのデザイン協議

次に掲げる行為は、あらかじめ（届出等(*1)を必要とする行為にあっては、その届出等に先立って）、尼崎市都市美アドバイザーチームとのデザイン協議が必要です。ただし、修繕、模様替え又は色彩の変更で都市美形成計画で定める都市美誘導基準に適合するものその他行為のうち市長がデザイン協議を行う必要がないと認めるものは、不要です。

- (1) 届出等対象行為(*2)のうち、次のいずれかに該当する新築等行為(*3)
 - ア その敷地が幹線道路等に接する建築物又は工作物の新築等行為
 - イ アに掲げるもののほか、都市美形成地域（寺町）内における新築等行為
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共施設の新築等行為
- (2) (1)に掲げるもののほか、都市美形成上市長が重要であると認める行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 建築物又は工作物の新築等行為
 - イ アに掲げるもののほか、公共施設の整備
 - *1 本市における景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による変更の届出（公共施設にあっては、同条第5項の規定による通知）をいいます。
 - *2 届出等(*1)の対象となる新築等行為(*3)をいいます（「景観法に基づく届出・通知制度のあらまし」の「景観法に基づく届出等の制度について」の柱書参照）。
 - *3 新築（工作物にあっては、新設）、増築、改築、移転、外観の一面の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいいます。

デザイン協議の方法

- (1) 都市美アドバイザー会議への出席
おおむね月2回開催されている都市美アドバイザー会議に出席していただき、デザイン協議をしていただきます。会議の日程は、お問合せください。
- (2) 協議に必要な図書
以下の図書を、事前に1部、必要図書確認後13部提出していただきます。

図書の種類	明示すべき事項
表紙	物件名称（工事名称）、事業主名及び設計者名
景観計画区域内における行為の届出（通知）書の写し （都市美形成建築物等現状変更届出（通知）書の写し）	
景観特性調書	計画地及び周辺の景観上の特性を分析
都市美誘導基準チェックリスト	都市美形成上の配慮及び工夫をした事項
設計趣旨 ※任意	施設計画、コンセプト
付近見取図	方位、道路、目標となる建物及び現況写真の撮影位置
状況カラー写真	申請地及び周辺の土地の状況を示すもの（建築物、工作物、木竹等）
配置図	方位、敷地の境界線及び敷地内の主な建築物、工作物、木竹等
各階の平面図	方位及び外周部の開口部の位置
各面の立面図（彩色図）	主用部分の材料の種類、仕上げ方法及び色彩（マンセル値を記入すること。）
断面図	主要構造部2面以上
外構平面図（彩色図）	門、垣、塀、擁壁、植栽、ごみ置場、駐車場、駐輪場等の敷地内の構成及び周辺道路の状況（材料及び色彩を記入すること。）
植栽平面図（彩色図） ※外構平面図との兼用可	植栽の樹種、樹高、数量、規格等 （緑化協定の図面も添付すること。）
詳細図（カタログ等）	門、塀、フェンス、擁壁、ごみ置場、駐車場、駐輪場、附帯設備等の主用部分の材料の種類、仕上げ方法及び色彩（マンセル値を記入すること。）
完成予想図（彩色パース）	植栽、建物及び周辺の状況を示すもの

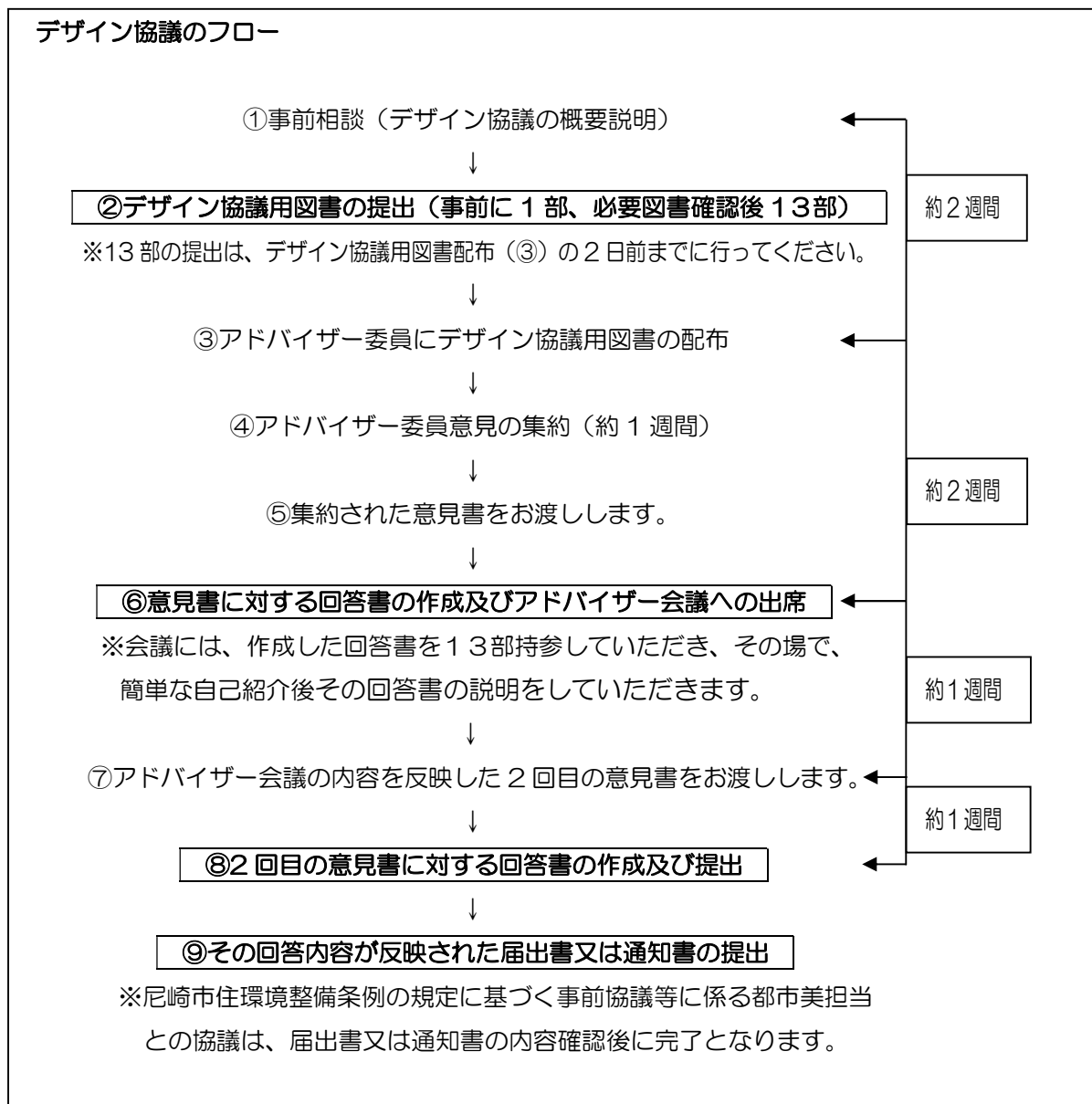
デザイン協議のスケジュール

(1) デザイン協議の時期

景観法に基づく景観計画区域内における行為の届出等及び都市美形成建築物等現状変更届出より前（これらの届出等は、デザイン協議完了後行っていただくことになります。）

(2) デザイン協議に要する期間

事前相談からデザイン協議が完了するまで約6週間を要しますが、他の協議案件が多い場合は、長くなることがあります。



■問合せ・届出又は通知先

尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課

TEL 06-6489-6606

FAX 06-6489-6597